

徳島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
キヨーエイ藍住店

板野郡藍住町東中富字長江傍示四二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示  
令和七年徳島県告示第百九十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により藍住町から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項  
周辺近隣に、室外機や排気口等による騒音・低周波等の公害が生じないよう配慮すること。

近隣住民から、苦情が寄せられた際は、適切な対策を講じること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで